

お客様の電気設備に関する調査業務の概要と
調査業務の一部不履行の概要について

1. 調査の義務

電気供給者は、供給する電気を使用する一般用電気工作物が技術基準に適合しているかどうか（漏電していないかなど）を調査しなければなりません。（電気事業法 第57条）

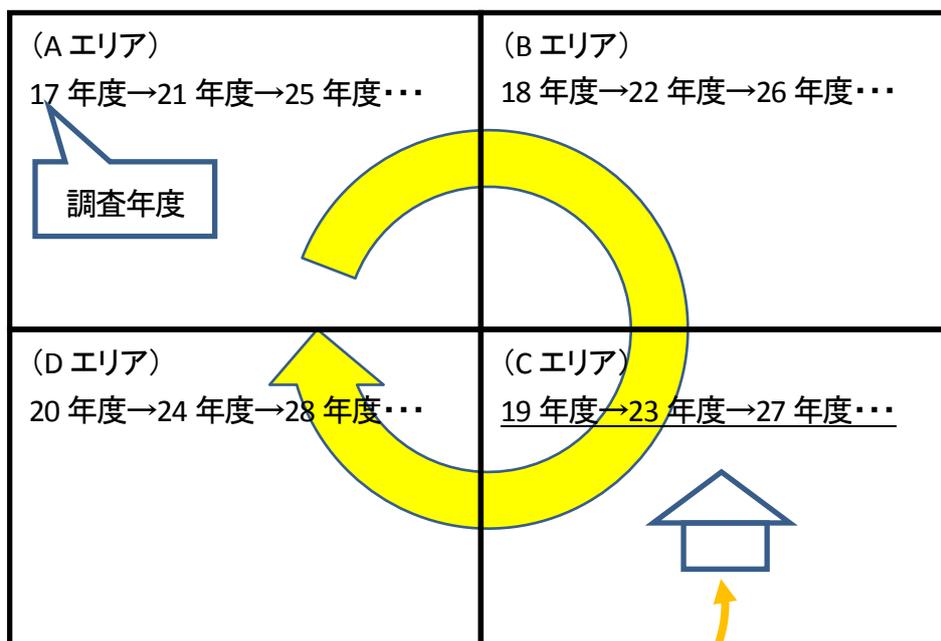
また、調査を実施するタイミングは、

- 一般用電気工作物が設置された時および変更の工事が完成したとき（新增設調査）
- 上記のほか、4年に1回以上（前回調査実施年度から4年目の年度内）（定期調査）とされています。

（ただし、プール施設、公衆浴場、幼稚園などは、毎年1回以上とされています。）

2. 当社の定期調査実施方法（4年に1回以上の場合）

- 各営業所毎の管内を4エリアに分割（市町村・町字コードを使用）
- エリア単位に4年に1回調査を実施
- 定期調査の対象総数は、約800万件であり、毎年200万件程度を調査



※新設のお客様の取扱い

(例) Cエリアにお客さまが新設された場合

• 18年度に新設された場合

⇒18年度に新設調査を実施し、19年度に定期調査を実施します。（次回定期調査は23年度）

• 19年度に新設された場合

⇒19年度に新設調査を実施しているため、19年度定期調査は実施しません。

（次回定期調査は23年度）

3. 調査業務の一部不履行について

(1) 定期調査を行うお客さまの抽出方法と誤りについて

【平成17年度まで】

- ・2月初め、契約情報を管理するシステムのデータをもとに、翌年度調査を行うお客さまを特定
- ・翌年度調査対象エリアにおいて、2～3月に新設となったお客さまを手作業で抽出・管理

【平成18年度以降】

- ・19年3月、定期調査を管理するシステムに機能を追加
- ・翌年度調査対象エリアにおいて、2～3月に新設となったお客さまの抽出・管理を手作業からシステムへ変更



この時、「新設年度」の判定条件に誤り*があり、実際に新設した年度（18年度）を翌年度（19年度）と判定したことで、翌年度に予定していた定期調査が未実施となり、定められた期間内に調査が行われなかった。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
本来の調査サイクル	電気使用開始	定期調査	—	—	—	定期調査
今回の調査サイクル	電気使用開始	(未実施)	—	—	—	定期調査

↑
新設年度から5年目となる。（定期調査期間の超過）

※判定条件の誤り

本来、電気の使用開始年月を新設年度として判定すべきところ、契約情報を管理するシステムから定期調査を管理するシステムへのデータ関係年月をもとに新設年度として判定

(2) 今回調査不履行が判明したお客さまの件数

4,927件

内訳)

- ・4年に1回以上の頻度で調査を実施するお客さまで、平成19年度末近くに新設されたお客さまのうち、定められた期間内で調査不履行となったお客さま 4,883件
- ・毎年調査を実施するお客さまで、平成22年度末近くに新設されたお客さまのうち、定められた期間内で調査不履行となったお客さま 44件

(3) 調査不履行が想定されるが特定できなかったお客さま

- ・4年に1回以上の頻度で調査を実施するお客さまで、平成18年度末近くに新設されたお客さまのうち、定められた期間内で調査不履行となったお客さま
⇒調査記録の保存期間を超え、記録が存在していないことから、該当するお客さまとその件数を特定するに至りませんでした。
- ・毎年調査を実施するお客さまで、平成18年度から21年度までのそれぞれ年度末近くに新設されたお客さまのうち、定められた期間内で調査不履行となったお客さま
⇒不履行となった年のデータがシステム内で既に上書きされており存在しないことから、該当するお客さまとその件数を特定するに至りませんでした。

(4) 今後の対応について

今回、調査の期間を超過したことが判明した、19年度末近くに新設した4年に1回以上の頻度で実施するお客さま4,883件と、22年度末近くに新設した毎年1回以上実施するお客さま44件については、いずれも今年度の調査対象になっており、その大部分は既に調査を完了しておりますが、未実施のお客さまについても、年度内の早い時期に調査を実施いたします。

また、定められた期間内に調査を実施していなかったものの、特定に至らなかったお客さまにつきましては、23年度までに調査が行われておりますが、本お知らせを通じて広く周知させていただいた上で、個別にお客さまからのお問合せがあれば、お詫びの上、今回の事象の説明を行いたいと考えております。

(5) 再発防止対策について

当該業務を管理するシステムについては、平成25年6月末を目途に改修を進めることとしており、改修が完了するまでの間は、今回と同様の原因で調査不履行が発生する可能性のあるお客さまのデータ抽出を行い、定められた期間を超えないよう個別に調査を実施することとしております。

以上